

甲 監 発 第 1 4 号
平 成 2 0 年 8 月 8 日

甲 府 市 長 宮 島 雅 展 様

甲 府 市 監 査 委 員	土 橋 康 二
同	中 村 保 長
同	金 丸 三 郎

平 成 1 9 年 度 甲 府 市 健 全 化 判 断 比 率 及 び 資 金 不 足 比 率 の 審 査 意 見 に つ い て

地 方 公 共 団 体 の 財 政 の 健 全 化 に 関 す る 法 律 第 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 審 査 に 付 さ れ た 平 成 1 9 年 度 健 全 化 判 断 比 率 及 び 同 法 第 2 2 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 審 査 に 付 さ れ た 平 成 1 9 年 度 資 金 不 足 比 率 を 審 査 し た の で、 次 の と お り 意 見 を 提 出 し ま す。

平成19年度甲府市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 次の各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
 - 甲府市中央卸売市場事業会計
 - 甲府市病院事業会計
 - 甲府市下水道事業会計
 - 甲府市水道事業会計
 - 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計
 - 甲府市農業集落排水事業特別会計
 - 甲府市簡易水道等事業特別会計

2 審査の実施期間

平成20年7月18日から平成20年7月28日まで

3 審査の方法

審査に付された各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、関係職員から説明を聴取し、算定過程及び算定要素の正否確認等、適正に作成されているかどうかを主眼として審査した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められた。

その概要及び意見は次のとおりである。

(1) 健全化判断比率の状況

区 分	平成19年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.46%	20%
連結実質赤字比率	—	16.46%	40%
実質公債費比率	17.9%	25%	35%
将来負担比率	139.5%	350%	

実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額が生じないため比率がない。
実質公債費比率、将来負担比率については、早期健全化基準を下回っている。

(2) 資金不足比率の状況

区 分	平成19年度	経営健全化基準
甲府市中央卸売市場事業会計	—	20%
甲府市病院事業会計	—	
甲府市下水道事業会計	—	
甲府市水道事業会計	—	
甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計	—	
甲府市農業集落排水事業特別会計	—	
甲府市簡易水道等事業特別会計	—	

各会計とも資金不足額が生じないため比率がない。

む す び

審査の結果、特に指摘すべき事項はないが、次年度以降の比率算定に際して、今年度の算定作業に関する総務省及び県からの指示事項等については文書化して整理しておくとともに、関係書類の適正な整備に留意されたい。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は早期健全化基準を下回っているが、これを楽観視せず引き続き財政の健全化に努められたい。